

第8回延岡市農業委員会会議録

(平成30年1月26日)

1. 開催日時 平成30年1月26日(金) 午後9時30分から午後10時20分
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 15名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	原田博史	2	甲斐壽徳	3	井本みつよ
4	柳田慧子	5	松下康廣	6	織田竜二
7	安藤重徳	8	高橋正二	9	阿波野修一
10		11		12	
13	松田宗史	14	大戸孝一	15	遠田祐星
16	佐藤純子	17		18	花畑志良一
19	菊池光雄				

4. 欠席委員 4名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 18名

出席推進委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1		2	佐野栄一	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5	松田純二	6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	榎本毅	9	甲斐秀雄
10	矢山慶夫	11	田中昇	12	甲斐安太郎
13		14		15	福谷洋朗
16	木村俊一	17	田口誠	18	松原学
19		20	矢野政治	21	
22	黒田五司	23	甲斐信良		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 44 号 農地法第3条の規定による所有権の移転について
議案第 45 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権・JA）
議案第 46 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権）
議案第 47 号 農地法第4条許可申請について
議案第 48 号 農地法第5条許可申請について

- 報告第 24 号 農地法第5条届出について
報告第 25 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第 26 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	鬼塚 重敏	局長補佐兼 農地係長	甲斐 武親	副主幹兼 農政係長	佐藤 英男
主 査	黒木 政良	北方産業建設課 主事	甲斐 伊織	北浦産業建設課 専門主事	高橋 修
北川産業建設課 専門主事	宮野 豊				

8. 会議の概要

議 長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>早いもので、新年を迎えすでに一ヶ月が経とうとしております。今年も一年よろしくお願ひいたします。総会におきましては他市町村にも見受けられますが、推進委員との意思疎通が行いづらいといった問題がございます。推進委員には採決権はございませんが意見を行うことはできますので、質問等ございましたら、積極的に発言していただくようお願いします。</p> <p>また農地の集積を行うというのが我々の責務でございますが、この集積は農地中間管理機構を用いて平成 35 年度までに 80%以上という非常に高い目標が掲げられております。それに向かって進んでいかなければ予算も非常に少なくなってしまうので私達に課せられた使命は大きいものと考えております。先程の機構改革の話にも戻りますが、そのような点も関連があり、行政も集積を農業委員会を取り込んでやらねばならないけれども、危惧する要因もあるとの提案であったと私も捉えております。事務局は5, 6人体制しかおりませんが、農業委員と推進委員合わせますと 42 名になりますので、事務局にしっかりと方向を示していただき、私達もともに学び、大きな力となって農業の今後のあり方に向かって力を発揮できればと思っているところでございます。</p> <p>話が長くなってしまいましたが、それでは、ただ今から第8回、延岡市定例農業委員会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より報告いたします。</p> <p>委員総数 19 名中 15 名の出席を得ております。従いまして農業委員会に関する法律並びに延岡市農業委員会規則第 11 条の規定による過半数に達しているため、本会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
議 長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号 8 番、高橋正二委員と委員番号 13 番、松田宗史委員のお二人をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第 44 号の農地法第 3 条の規定による所有権の移転についてから議案第 48 号農地法第 5 条許可申請についてまで議案 5 件、報告案件が 3 件となっています。</p> <p>それでは議案第 44 号農地法第 3 条の規定による所有権の移転について提案いたします。整理番号 1 番について委員番号 15 番、遠田祐星委員より説明をお願いいたします。</p>
遠田委員	<p>委員番号 15 番遠田です。整理番号 1 番についてご説明させていただきます。農地の所在は鹿小路。地目は畑。面積 724 m²の 1 筆。譲渡人は中島町在住の男性。譲受人は鹿小路在住の女性。経営状況は 33,916 m²。労力人は 3 人。申請理由は経営規模拡大です。1 月 22 日に私と推進委員の佐野さん、譲受人の母親、譲渡人双方の立ち会いのもと現地調査を行いました。地域との調和要件については問題ありませんでした。譲受人世帯は労力人 3 名で主に米を生産しており、今回所有権移転する畑の隣接地を所有しており、畑を拡大することによって今回の申請に至りました。機械等も所有しており、営農することに問題無いと判断いたしました。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>続きまして整理番号 2 番について委員番号 1 番、わたくし原田が説明いたします。</p> <p>農地の所在は祝子町で地目は田の 251 m²ですが、すでに現況は畑となっております。譲渡人は尾崎町の 78 歳の方で、譲受人は栗野名町の 71 歳の方でございます。譲受人の経営状況は 3,617 m²で労力人は姉夫婦と 3 人。1 月 23 日に松田推進委員と譲受人の 3 名で現地調査を行いました。今回購入する畑の隣の畑が譲受人の所有で、ビニールハウスを建て、小松菜の栽培を行いたいとのことでした。地域との調和要件につきましては</p>

	<p>何ら問題無いと判断しております。以上、よろしくご審議いただきたいと思ひます。</p> <p>続きまして整理番号3番について委員番号19番、菊池光雄委員より説明をお願いいたします。</p>
菊池委員	<p>委員番号19番の菊池です。整理番号3番についてご説明いたします。農地の所在は北方町曾木地区で田が3筆、畑が1筆の合計4筆、3,384㎡です。譲渡人は山下町在住の方で、譲受人は北方町曾木地区在住の女性です。譲受人の経営状況は5,013㎡で労力人は2人です。1月23日に私と緒方推進委員、譲受人の娘婿の立ち会いの下現地調査を行いました。地域との調和要件につきましては問題ありませんでした。譲渡人はこれまで農業に携わっておらず、今から機材を揃え農業を行う意志も無いとのことで、今回の売買に至ったようでございます。譲受人の娘婿は定年して、今一生懸命農業に従事しております。申請地の一番面積の広い田はすでに譲受人世帯で耕作しており、畑については現在荒地となっておりますが、所有権移転後、耕作するとのことで、意欲は十分でした。特に問題は無いと思ひますので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして整理番号4番について委員番号4番、柳田慧子委員より説明をお願いいたします。</p>
柳田委員	<p>委員番号4番の柳田です。整理番号4番についてご説明いたします。1月21日の午前中に推進委員の赤木さんと譲受人の妻の3名で現地調査を行いました。農地の所在は北川町内で畑2筆の1,926㎡です。譲渡人、譲受人共に北川町の町内に在住で、譲受人の経営状況は3,801㎡で労力人は4人です。申請理由はシキミの経営規模拡大とのことで今回の申請に至りました。地域との調和要件につきましては問題無いと判断しました。譲受人はシキミ栽培に対する経験、意欲ともに十分であり、何ら問題無いと判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>つぎに判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで4件すべて問題ありませんでした。第7号につきましては、ただ今、各委員より説明及び現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとのことなので農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、各委員及び事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>続きまして議案第45号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は延岡農業協同組内分です。それでは、事務局より説明をお願いいたします。</p>

事務局	はい。それでは議案第 45 号、農用地利用集積計画（J A延岡分）について説明いたします。議案書は4ページとなります。貸し人や借り人等の詳細については議案書に記載のとおりで契約内容は3年から6年の賃借権若しくは使用賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。 推進委員の方でも構いません、ご質問等ございましたらお願いいたします。何かございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第 46 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は所有権移転分です。それでは、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。それでは議案第 46 号、農用地利用集積計画（所有権移転分）について説明いたします。議案書は6ページとなります。譲渡人、譲受人、農地の所在や契約内容についての詳細については議案書に記載のとおりです。 計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第 47 号、農地法第 4 条許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。 それでは整理番号 1 番について委員番号 6 番、織田竜二委員より説明をお願いいたします。
織田委員	委員番号 6 番の織田です。整理番号 1 番についてご説明いたします。所在は岡元町で畑 1 筆の 99 m ² です。申請人も岡元町在の方です。1 月 24 日に、私、推進委員の甲斐さん、県の担当者、事務局の方と申請人の代理の方で現地調査を行いました。場所は次ペ

	<p>ージのナンバー1となっています。申請理由は進入路、家庭菜園ということで、今回の案件は追認申請となっています。雨水等含め何ら問題無いと判断しました。審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、農地区分について、事務局より説明をお願ひいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。農地区分について説明いたします。整理番号1番につきましては、公共投資の対象となっていない小さな集団農地という事で第2種農地となっておりますので立地基準に問題はありませんでした。追認ということで申請書に始末書の添付もあっており、また他法令と照らし合わせても一般基準に問題ありませんでした。あと周囲の営農上にも支障はないと判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、各委員と事務局より説明がありました。ここで審議をお願ひいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては、県に進達いたします。続きまして議案第48号、農地法第5条許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。 それでは整理番号1番について委員番号2番、甲斐壽徳委員より説明をお願ひいたします。</p>
甲斐委員	<p>委員番号2番の甲斐でございます。整理番号1番案件についてご説明いたします。農地の所在は大貫町で畑1筆の222㎡です。譲渡人、譲受人ともに大貫町在住の方で双方は親子関係になります。分家住宅を建てたいとのことで今回の申請に至りました。1月24日に県の担当者、事務局、私、推進委員の山田さん、譲渡人立ち会ひの下現地調査を行いました。次ページに位置図がございますが、隣接する農地があるため、雨水、排水等営農上の支障がないように設計するように伝えてあります。隣接する農地の所有者から同意書も得ており、特に問題無いと判断しました。皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>続きまして整理番号2番について委員番号6番、織田竜二委員より説明をお願ひいたします。</p>
織田委員	<p>委員番号6番の織田です。整理番号2番についてご説明いたします。所在は細見町で畑1筆の89㎡です。譲渡人は舞野町在住の方で、譲受人は川原崎町在住の方です。次ページのナンバー2に位置図があります。斜線部分が今回の申請地で、申請理由は一般住宅の一部とのことでした。駐車場として使用することでした。道路に面していない3面についてはブロック塀で囲まれており、排水等問題無いと判断しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>続きまして、農地区分について、事務局より説明をお願ひいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。農地区分について説明いたします。整理番号1番につきましては、おおむね10ヘクタールの農用地区域に隣接する農地ということで第1種農地となっておりますが、第1種農地の例外である集落接続が活用できるため立地基準に問題はありませんでした。整理番号2番につきましては、公共投資の対象となっていない小さな集団の農地と</p>

	<p>いう事で第2種農地となっていますので、立地基準に問題はありませんでした。また他法令と照らし合わせても2件とも一般基準に問題ありませんでした。あと2件とも排水計画はしっかりしており、周囲の営農上にも支障はないと判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、各委員と事務局より説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては、県に進達いたします。以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について、事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>それでは事務局より報告事項について説明いたします。報告第24号、農地法第5条届出についてです。議案書の14ページから15ページに記載されております。全部で12件の届出があり、田が10筆の2,929.99㎡、畑が3筆の725㎡、合計13筆の3,654.99㎡の転用となっています。</p> <p>続きまして報告第25号、農地法第18条第6項の規定による通知についてです。この案件は合意解約の分です。議案書の17ページから18ページに記載されております。3件の届出があり、田が21筆の6,229㎡、畑が1筆191㎡、道路が2筆745㎡となっています。</p> <p>続きまして報告第26号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。この案件は相続等の届出です。議案書の20ページから22ページに記載されております。7件の届出があり田が24筆の10,570㎡、畑が14筆の5,425㎡、合計38筆の15,995㎡となっています。内容は記載のとおりです。</p> <p>また、現況が農地以外になっている所については、文書等で指導していきたいと考えております。報告は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。 ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>ないようなので以上を持ちまして第8回、定例農業委員会のすべてを終了いたします。 皆様お疲れ様でした。</p>
<p>次回定例農業委員会 2月28日(水) 午前9時30分～ 本庁舎 2階 講堂</p>	

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長 原 田 博 史

8 番 高 橋 正 二

13 番 松 田 宗 史